

日本地域学会名誉会員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、日本地域学会（以下、本学会）会則（以下、会則）第 6 条第 3 項の規定に基づき、会則第 5 条および同第 7 条第 2 項に定める本学会名誉会員（以下、名誉会員）の選出に必要な事項について定める。

(選出母体)

第 2 条 名誉会員は、本学会理事会（以下、理事会）の議を経た推薦に基づき本学会総会の議決により選出される。

(要件)

第 3 条 名誉会員は、以下の各号の何れかに相当する本学会正会員でなければならない。

- 一 本学会の発展に著しく寄与したもの
- 二 本学会理事（以下、理事）を 10 期以上務めたもの
- 三 本学会会長（以下、会長）経験者

(推薦委員会)

第 4 条 本学会に名誉会員推薦委員会（以下、委員会）を設置する。

(委員会の構成)

第 5 条 委員会は 5 名の委員によって構成される。

- 2 事務局長は委員となる。
- 3 常任理事は委員となる。
- 4 前 2 項で定まらないその他の委員については、理事のなかから会長が委嘱する。
- 5 委員会に委員長および副委員長をおく。
- 6 委員長は、会長の推薦に基づき理事会が承認し、会長が委嘱する。
- 7 副委員長は、委員の互選により選出する。
- 8 委員の任期は、本学会役員の任期に準ずる。
- 9 委員に欠員が生じたときには、会長は直ちに補充を行う。
- 10 委員長が空席となるとき、あるいは空席となる恐れのあるときには、会長は直ちに前項の処置をとり、理事会の議決を経て新に委員長の委嘱を行う。

(委員会の業務)

第 6 条 委員会は、理事会が総会にその選出を推薦すべき名誉会員の候補者について議決し、当該名簿に必要な資料を添えて理事会に提出する。

- 2 前項に規定する名誉会員の候補者に係わる委員会の議決は全員一致でなければならない。

(委員長の職務)

第 7 条 委員長は、委員会を招集し、主宰する。

(副委員長の職務)

第 8 条 副委員長は、委員長が委員会を主宰するのに支障のある案件が議題となっているとき、あるいは委員長の委嘱により委員長の職務を代行する。

(細則)

第9条 委員会の業務を遂行するのに必要な細則は理事会の議決を経て別に定める。

(改正)

第10条 この規程は理事会の議決を経て改正することができる。

附則 (平成11年11月28日制定)

(施行日)

この規程は、平成12年1月1日より施行する。